

会議の名称	平成22年度第5回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成23年2月23日(水)午後6時00分～8時30分		
開催場所	東村山市役所3階庁議室		
出席者及び欠席者	出席者： (委員) 木村茂光会長・嶋田節男会長職務代理・臼井雅子委員・田村初恵委員・羽生田孝雄委員・水戸部瑞江委員 (市事務局) 野島総務部長・宮崎総務課長・清水総務課長補佐・湯浅情報公関係主任 欠席者：土田土朗委員		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	1. 総務課長挨拶 2. 会長へ諮問書授受 3. 諮問審議 諮問第11号「健康相談等業務委託」(健康課) 諮問第12号「子宮頸がん予防ワクチン等接種業務委託」(子育て支援課) 諮問第13号「福利厚生保険業務委託」(職員課) 【継続審議】 諮問第8号「診療報酬等のオンライン請求システム導入に伴うオンライン結合による外部提供」(生活福祉課) 4. 報告 ア. 平成22年4月1日～平成22年12月31日分の業務届出書の報告 イ. 平成20年度諮問第2号「市立保育園に設置する防犯カメラの適正な管理及び個人情報の外部提供」について、諮問内容の一部変更		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・星 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 総務課長挨拶 (2) 会長へ諮問書授受 (3) 諮問審議 諮問第11号「健康相談等業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。 委員意見及び健康課の回答 ● 個人情報を取り扱うのは主に健康相談で、保健推進員の研修会や市民向け健康講座の講師の委託では全く個人情報は扱わないのか。			

研修会や講座の講師の委託でも、講師に直接健康問題を相談する人もいるので、個人情報をもつて扱うことになる。

- 委託業務のうちと才は個人情報を時々しか扱わず、主にエの医療相談、歯科相談、健康・栄養相談の際に個人情報を取扱うということか。
そうである。
- 相談事業では記録は紙媒体で市が保管し、受託者が個人的に外部に持ち出すということはないか。
市が保管し、受託者の持ち出しはない。
- 特定健康診査というのはメタボ検診か。その結果によって受ける特定保健指導というのは健康診査でかかった病院で受けるのか。
そうである。特定保健指導には動機づけ支援と積極的支援の2種類がある。いずれも医師会に委託しているが、医師会に加盟している市内医療機関でなく市で特定保健指導を受けたいという希望者がいるため、市・健康課で動機づけ支援（医師との面接で生活習慣改善の目標・プランをたて、6ヶ月後に目標・プランの達成具合や生活習慣の改善等をチェックする）を希望者に行っている。場所はいきいきプラザで行う。
- 市で動機づけ支援を行った内容を病院へフィードバックするのか。市で記録しておくだけか。
市で記録するだけである。支援期間が6か月間あるので、始まりと終わり、また途中でデータを見ながら改善具合を確認していく作業がある。
- 「市民健康のつどい」のときの相談で、氏名・住所も含めた個人情報を取得する必要があるのか。
つどいでは市民向けに個別の栄養相談と保健相談等をしている。相談のあと継続してフォローするために、受けた方がよい検診の案内をするなど改めて個人に連絡をとるために取得している。
- 医師会にお願いするものについては継続的な相談が多いようだが、相談にあたる医師は何人ぐらいなのか。
医療相談は3人がローテーションを組みながら行う。歯科医師は年度によって違いおよそ3名である。
- 他の業務だと看護師や栄養士さんなどばらばらの職種でかなりの人数になるのか。
健康栄養相談では、相談員は運動指導員、保健師、管理栄養士の方々にお願いしておおむね11回ぐらい行うが、相談数が多ければ市の専門職を補充しながら対応していくという形でやっている。
- 健康教育事業は、教育の内容によっていろいろな人に講師を委託するのか。
講師は主に医師で個人にお願いしている。医師会への委託はしていない。
- そうするとこの事業全体だとかなり関わる人数は多いわけで、個人情報に対する意識というのも人によって随分ばらつきが出てくる。
だいたい毎年同じ方に来てもらっているということと、スタート前には個人情報の保護について説明をして漏えいのないようにという指示をしている。
- 10ページの医療相談業務委託仕様書だが、これは健康相談事業の一環で保健センターで行い、業務設備は使わないということだが、例えば受託者が取り扱う個人情報のなかの血圧はどの事業で収集するのか。
健康相談事業のなかの健康・栄養相談で、血圧が高い方が相談に来た場合に事前に専門職が血圧を測定するというので取り扱っている。
- 本諮問の個人情報の取扱いについては問題ないと思っている。話がそれるが、私は社協の健康長寿まちづくり推進委員会に入っていて、そこでの介

護予防の諸事業、介護予防をどう進めていくかという課題に対して個人情報管理が大きな足かせになっていると感じている。保健事業と介護予防事業をうまくリンクさせて、健診や健康相談でひっかかった方が要介護になるまでの時間をどれだけ遅らせられるかはこれからとても大事な事案だ。これは市民一人一人の健康状態を経過観察していくことと健康教育、そういった働きかけにかかっている。そのために市全体で関連事業を提携して、市民のQOL（クオリティオブライフ）を上げていくことが重要だが、個人情報管理が足かせになって十分に一人一人を追いかけていくことができない。高齢介護課と健康課の連携や、高齢事業の効果測定、つまり「この事業をやることによってこれだけの人数が要介護に入る時期がこれだけ遅れた、そのためにどれだけ市の介護費用が少なくて済んだ」かを測定しなければいけないが、そこまで出来ていない。個人情報保護にはなじまないが、個人情報の共有も含めた他課の事業との連携をどう進めていくか、総務部で検討した方がいいと思う。

（総務部長）総務部でという話だが、保健事業と介護事業は健康福祉部で行っており、また一方では全体的な地域福祉計画といった系統があるので、総務部で進められるかという点と難しい。

【参考資料】

高齢者の介護予防のための諸事業（訪問・通所型の運動教室や栄養教育、介護予防の講習会など）は高齢福祉課で行っている。一方、健診事業は健康課で行っており、国保加入の40～74歳対象の特定健康診査及び特定保健指導、75歳以上対象の後期高齢者医療健康診査、無保険者対象の健康診査がある。

- 委員が言っているのは、各課でこれだけやりましたということだけではなく、市全体で必要な事業の連携を取って、それによってどう成果が上がっているかということも確認していかないといけないということ。各課の事業連携が可能なように市の事業を形作らねばならないという課題があり、誰かが解決していかないといけないので意見を提案するとなるとどうしても総務部になる。

- 担当所管の方々にこういう問題が提起されましたということをお伝え、場合によっては市長まで意見をあげてほしい。

（事務局）この会議録は必ず市長まで報告している。担当所管にも報告書を回して、介護予防をすすめるための2課の事業連携という提案にどういう対応が考えられるか検討をお願いする。すぐに答えが出る問題ではないと思うが。

- 3ページに相談記録票の保管期間は5年予定となっているが、これはやっぱりもっと長い期間を検討してほしい。今提案された事業が始まった場合に記録が残っていればすんなりできると思うので。

（事務局）今すぐ2課の事業連携が構築できるわけではないが、もしそういった形ができれば長年の記録を取っておかないと経年変化がわからないので、関係所管にこの話をしてどう形作っていただけるか検討をお願いしたい。

- 文書の保存年限は特に重要なものであれば10年以上の保存も可能か。特にメタボ検診は40歳からなので、その方が高齢者になるまで記録が必要と考えると20年以上になる。

- 自治会や地域包括支援センター職員から、認知症がはじまった方を早く発見したいがどうすればよいか悩んでいるという話をきく。75歳以上の方対象の、認知症や要介護状態を早期発見するための事業は、市で何か行わ

れているのか。

高齢介護課で介護予防事業をやっている。認知症の相談となるとほとんど健康課にも話が回ってくるので、健康課でもフォローは十分にしている。ただ、画一的に何歳以上の認知症の方を発見するというような手立てはない。

諮問第12号「子宮頸がん予防ワクチン等接種業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

委員意見及び子育て支援課の回答

- 保護受給証明書を委託先が取り扱うとなっているが、この証明書は保険証のようなカードで本人が携帯しているものを見せてもらうということか。それとも市から出される紙の証明書を必ず毎回提出させるということか。対象者であるかの確認のために、文書の証明書を毎回提出してもらう。
- 毎回、市（生活福祉課窓口）で証明書をとって医療機関に出すとなると、それは医療機関に残るのか。それから母子健康手帳は医療機関に渡すのか。母子健康手帳の中に予防接種の接種履歴を書く欄があるので、ここに接種した内容を医療機関が記入してその場でお返りする。
- 保護受給者証明書と支援給付受給証明書は市へ送付されると諮問書2ページにあるので、医療機関に残るのではないようだ。
- 送付するまでは医療機関が保管することになる。本当はそこでの管理のところまで問題にしなければならないのだが。ここで紛失すると個人情報漏れることになる。
- 医療機関では予防接種をしたというデータは残さないのか。予診票の1枚が医療機関の控えとして5年間保存される。
- 予診票以外に独自に医療機関が記録を取るという可能性はないか。自分のかかりつけ医に行く場合が多いのでそこには自分のカルテがあり、予防接種をしたことはカルテに当然記載されるはずである。カルテは紙ベースの病院と電子データの病院と別れる。
- 副反応報告書は市で何年ぐらい保管するのか。5年間保管する。（子育て支援課より後日訂正あり。5年間ではなく永年保存している。）
- 5年では短くないか。将来、万一にも予防接種による薬害事件が起こったとき、予防接種済証を本人がずっと保管していればそこから薬害対象者がどうかたどれるが、副反応の記録もあった方が被害者の救済につながると思う。できればもっと長い年限で保存したらどうか。
- 特に副反応記録は保存が必要だが、予診票もある程度長い方が望ましい。
- 予診表の1枚が医療機関控として5年間保管されるというのは、どこかに書いてあるのか。

（事務局）諮問書13ページです。

【参考資料】

保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年四月三十日厚生省令第十五号）
（帳簿等の保存）

第九条 保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から五年間とする。

- 文書の保存期間は諮問書の最初の方に書いてほしい。個人情報はどう扱われてどう捨てられていくかというところが審議のとき重要なので。次回の諮問からお願いしたい。
- この事業は全額市負担で個人負担はないのか。
個人負担は1割程度ある。
- 個人負担を除いた残りの9割は医師会に払うのか、医療機関に直接払うのか。支払いの時の請求書類には個人情報は書かれているのか。
各医療機関から医師会へ予診票と実績報告書が提出され、医師会がそれをまとめて請求書をつけて市へ提出する。予診票には個人情報が記載されている。市からは医師会へ支払う。
- 3ページの委託条件だが、特に1、2の特約条項及び情報セキュリティ合意書はどこと交わすことを予定しているのか。
医師会と交わす。
- 医師会とだけでよいのか。各医療機関とも結ぶ必要はないのか。医師会が細かい個人情報保護の取り決めのところまで各医療機関を指導するという事はあまり考えられないと思う。医師会の指導がしっかりしているという確認がとれれば、市としてはそれで担保されるが。
- 医師には守秘義務があるが、病院や診療所には医師、看護師だけがいるわけではない。事務員など守秘義務がない人もいて個人情報をさわることもある。医師会が各医療機関の個人情報の取扱いまでは監督していないと思うので、個人情報に関する定めは各医療機関とも取り交わした方が本当は望ましいと思うが。
- 一般企業の企業体としての組織と、医師会のようなそこに加盟している各病院の連合というか、友好組織のような機関と一緒に考えられるかというところがかなり難しい。医師会の個人情報保護規程も作られたので、医師会には各医療機関へ個人情報の取扱いの指導もきちんとやってくれるよう所管課からお願いするという事で、今回の諮問は可でよいのではないか。
- どのくらいの事業を医師会へ委託しているのか。
今回の予防接種以外に6本の定期予防接種を一括委託している。そのほか3・4か月健診と1歳半健診、3歳児健診の医師の診察部分を委託している。
- 医師会向けに市で何か研修をやるということはないのか。
今回の予防接種については3月2日に医師会への説明会を予定している。もちろんその際には医師の方にはなかなか言いにくいのだが、守秘義務のことを念押しさせていただく。医師だけでなく従業員の個人情報の取扱いに注意しなければならないということをぜひ聞いてもらいたいと考えている。
- 例えば薬害があったとか副作用があったという情報は、とても重要な個人情報である。その辺の管理は子ども家庭部だけでなく市全体で考えていただいた方がいいかもしれない。

諮問第13号「福利厚生保険業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

委員意見及び職員課の回答

- 受託者からくる担当者は複数名を考えているのか、それともいつも同じ一名で固定と考えているのか。
通常は1名で繁忙期は複数名を想定している。従事者名簿等をもらうのでそれで誰がくるのかを把握する。担当者の固定まではしない。

- 給料額などの情報を不特定多数の担当者が取り扱うというのは情報管理上いかななものか。取扱う個人情報の内容からすると担当者がある程度限定する契約にした方がよい。
- 業務従事者の名簿と履歴書を提出させ、業務中はネームプレートをつけさせるとなっているが、ネームプレートと名簿には写真をつけさせるのか。写真で特定できるように付けた方がよいと思うが、つけさせる。
- 担当者が複数名になるなら、1名でも変更されたら市のパソコンやシステムにアクセスするためのID・パスワードを変更することにすれば安心できるのではないか。
- 委託業務の場合、市で従事者何人と指定できない。受託者側がその業務を何人でできるか見込んで人数を出してくるので、受託者が出してきた従業員をきちんと特定できるようにしておくのが重要である。ネームプレートや名簿で確認するということ。
- 仕様書の「15 端末機の適正運用」の(1)で、「その者が使用した時間や内容を識別できるようにする」というところが「本委託業務に必要な情報のみ閲覧、更新が可能な権限とする」に訂正されているが、受託者の従事者がパソコンを使った時間や内容を識別できるようにするという機能は残るのか。
残す。
- 記録媒体の保険会社への返却は受託者が行うのか、市が行うのか。
受託者が行う。
- どのようなやり方で返却する予定か。
返却までは事務室内の施錠できるロッカーに保管して、郵送又は窓口で手渡しで返却し、返却日等を記録媒体管理台帳に記録する。
- 今日配られたシステム画面コピーを見ると、本来この業務履行に給与額や賞与額は必要ないが受託者に見えてしまうということになる。「このパスワードでは業務に不要な情報は表示しない」という変更にはできないのか。
確かに不必要な情報も一部見えてしまうのだが、実際のところ、そこまでシステムをカスタマイズすると費用がかなりかかってしまう。
- 受託者が仕事をするのは職員課事務室内ということは、市の職員も隣にいていつでも何をしているか覗けるということか。
そうである。
- 委員の皆さんにお聞きしたいのだが、プライバシーマーク取得業者やISMS認定業者というのは、社員の退職時に「業務で知り得た個人情報などの秘密を口外しない」という誓約書を取るのだろうか。
- 誓約書をとることまでは定められてはいないと思うが、企業によってはそこまで念を入れるところもあると思う。
- 一筆とって退職させるとするのは、社員にきわめて自覚を促すと思う。受託者が決まった時に、東村山はこんなに厳しくチェックしているということ業者に知らしめるためにも、退職時の誓約書をとっているか質問してもらいたい。
- 質問だけでなく契約を結んだ際にそこまでお願いする、必要があれば委託契約書の中に一文を入れるとか。受託者に応じてもらえればだが。
- 個人情報とは異なる話だが、市役所職員がこの福利厚生保険事業により受ける団体割引等の金額と受託者に支払う金額と、メリットデメリットを考えた時にどうなのか。同じくらいの額であればいいが、受託者に支払う金額の

方がすごく大きいのであれば、保険会社は大変かもしれないが団体割引制度はやめて職員がそれぞれ掛け金を払うことにして、割引の代わりに給付金かなにかを支給した方がよいのではないか。委託による個人情報の取扱いも気にしなくてよくなる。

保険会社から見ても、確実に毎月掛け金を徴収できるというメリットがあるのだと思う。

【継続審議】諮問第8号「診療報酬等のオンライン請求システム導入に伴うオンライン結合による外部提供」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

委員意見及び生活福祉課の回答

- 「オンライン請求システム」からのデータ取り込みは、システム上できないのか。

システム上はできるが、必要がないので取り込みはしない。

- 既存の「生活保護システム」から「オンライン請求システム」へUSBを使ってデータを取り込む作業があるわけだが、以前から思っていたが、決められたUSBしか市のパソコンでは使えないように早急にシステム体制を整えた方がよいのではないか。X委員が以前お話しされたように、「あらかじめ登録したUSBしか接続できない（データを取り出せない）ようにするソフト」をパソコンに入れれば、登録されていないUSBをパソコンに差し込んでデータを読み出せなくなる。さらにUSBにIDとパスワードを設定すれば、データが入っている状態のUSBを盗まれても中のデータを見ることはできなくなる。費用はかかるが技術的には可能なので早く導入された方がいい。

(事務局) 前にもそういうご意見があった。今、USBを業務で使う場合は所属課長の承認を得て、課の消耗品費でUSBを買っている。どの課に何本USBがあり、それにID・パスワード設定などの機能がついているのか、暗号化の機能がついているのかを市全体で把握している部署がない。そこで、情報システム課でUSBを一元管理してきちんとした機能がついているものを買って、必要な課に貸し出して何本のUSBはこの課が使っているというように管理できないか、情報システム課と一度協議したが、費用の問題と情報システム課の職員体制がいっぱいいっぱいですぐには無理という回答だった。

- 「業者や職員が持ち込んだUSBは、パソコンにさしても使えないようにする」というのが大原則。使わせないのではなく技術的・構造的に使えないように、今はある程度の会社なら大体そうなっているのでも早めに対応してほしい。
- 「レセプトデータを紙で必要なとき」とはどういうときか。
年に1回ある東京都の指導検査、または数年に1回の厚労省の指導監査のときに、レセプト提出を求められる場合があるのでそのときである。
- そのときにプリントするのは誰がするのか。
係長2名のみ印刷の権限をもたせる。
- 監査で提出したまま都なり厚労省に保管されるのか。
その場で確認してもらい終わればシュレッダーにかけるので市から外に出ることはない。

(4) 報告(事務局からの報告)

ア. 平成22年4月1日～平成22年12月31日分の業務届出書の報告

この間に市長に出された業務届出書は市長部局で開始が1件、変更が2件あった。開始は生活文化課の女性相談業務。以前から行っていた業務だが、22年4月から以前担当していた国際・男女共同参画課が二つに分かれて、担当が生活文化課に移った関係で新たに届け出たもの。

変更は子ども育成課の保育所運営業務、健康課の新型インフルエンザの予防接種費用負担措置に伴う事業。保育所運営業務の変更は、保育所から小学校に上がった時にその子どもの情報が小学校に流れないで指導がうまくいかないということが多いので、認可保育所において在籍児童の様子を「保育所児童保育要録」に記録し、原本は保育所で保管し、写しを児童の進学する小学校に送付するという制度ができた。これにより個人情報の記録項目が追加となった。

新型インフルエンザ予防接種費用負担措置に伴う事業の変更は、業務自体は去年もやっているが、申請者に無料接種券を交付してそれを持って病院に行き接種を受けるというやり方だったのが、22年10月から病院で接種を受けた後に市に助成金を申請するという方法に統一されたため、個人情報を取り扱う目的や記録項目に変更がでた。

- 保育所運営業務の変更について保護者への告知は行われるか。
保育要録の作成と小学校への提出について、全ての保育園で保護者向けに説明会を行ったと聞いている。
- 保護者が求めれば保育要録の内容を閲覧できるのか。
保護者全員に最初から保育要録の写しを配ることはしないが、保護者が個人情報の開示請求をすれば見ることができる。ただ、開示することが弊害となるような部分は黒塗りをする可能性がある。
- 黒塗りはするが、詳しく聞かれたときには事情説明をするということか。
詳しく何が書いてあるか説明すると隠した意味がなくなる場合もあるので、その場合は開示することで信頼関係を損なうなど、隠した理由の説明を行う。
- 稀な例だとは思いますが、保護者から保育要録を学校に送らないで欲しいという要望があった場合はどうするのか。
どうしても送りたくない拒否された場合に強制的に送ることはできない。説明会の時にどうしても承諾できない方は申し出てくださいと伝えたと聞いている。

イ. 平成20年度諮問第2号「市立保育園に設置する防犯カメラの適正な管理及び個人情報の外部提供」について、諮問内容の一部変更

平成20年に保育園に防犯カメラを設置する際に諮問にかけ、可の答申を得ているが、所管の子ども育成課から、運用を改善したい点がでたので以前の諮問内容を変更したいと申し出があった。

変更点の一つは、「カメラは保育園の玄関口に向けて設置する」としていたのを「玄関口及びグラウンドに設置する」とした点である。続いて撮影対象を「玄関口に立ち入る者と不法侵入者」から「玄関口及び裏門に立ち入る者と不法侵入者」、それから玄関正面の正門と裏門に向けて撮影しているので、どうしても前の道を通っている人も写ってしまうのでそれも対象とした。撮

影時間は「開園している時間」から「24時間連続して撮影する」ものとする。撮影記録の提供は、「管理責任者が別紙1「撮影記録の外部提供」という書類により市長の承認を得て、保育園内で発生した犯罪や事故の捜査に限り提供する」としていたが、保育園付近で発生した犯罪についても提供できるように変更したい。カメラには保育所の前を通る人も写るため、近くで起きた事件の捜査で警察からテープの提供依頼を受けることがこれまでも何件かあったためである。

- 保護者への周知方法が前回の諮問の際には議論となったが、今回新たに通行人も写ってしまう。通行人に対する張り紙などの表示は追加したのか。正門と裏門に防犯カメラありという張り紙をしている。
- 個人情報の問題ではないのだが、記録時間が8時間から24時間になったということは、記録される日数が1/3になったということになるのか。そうであればそれが十分な日数といえるか検討する必要がある
ハードディスクは変更していないので、今は一週間分記録を保存しているがそれより短くなると思う。(子ども育成課より後日訂正あり。もともとハードディスクに24時間×一週間分の記録を保存できる容量があるので、今後も一週間分保存する。)

以上

この会議の資料(諮問書など)は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など)が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。